

# 千葉県強い農業づくり交付金等実施要領

策定	平成18年5月1日	生振第124号
改正	平成20年4月1日	生振第31号
改正	平成21年5月1日	生振第172号
改正	平成23年4月1日	生振第326号
改正	平成25年6月3日	生振第353号
改正	令和2年2月19日	生振第1159号
改正	令和4年3月29日	生振第1405号
改正	令和6年2月16日	生振第1821号
改正	令和8年4月22日	生振第161号

## 第1 趣旨

千葉県は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）のうち産地基幹施設等支援タイプ、卸売市場等支援タイプ及び食料システム構築支援タイプで掲げる政策目的について、産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備及び新しい農業のモデル的な取組等を総合的に推進するため、市町村及び県施策を推進する団体（以下「市町村等」という。）が実施する事業を支援する。

## 第2 目的

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、卸売市場等支援タイプ及び食料システム構築支援タイプによる対策（以下「本対策」という。）は、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地基幹施設等支援タイプ
  - ア 産地競争力の強化
  - イ みどりの食料システム戦略の推進
  - ウ スマート農業の推進
  - エ 産地における戦略的な人材育成の推進
- (2) 卸売市場等支援タイプ
  - 食品流通の合理化
- (3) 食料システム構築支援タイプ

## 第3 対策の実施方針

### 1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

### 2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体及び採択要件は、国要綱別表1のⅠからⅢ（以下「国要綱別表1」という。）に定める

ところによるものとする。なお、整備事業（国要綱別表1のメニュー欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合に当たって、事業実施主体（国要綱でいう事業実施主体。以下同じ。）が設定する成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、国要綱別記1から3に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあっては、国要綱別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

### 3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

### 5 地域提案

事業実施主体は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、国要綱別表1のIについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

## 第4 対策の実施等の手続き

### 1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式1号及び別紙様式1号の2により事業実施計画を作成し、別紙様式2号により市町村長に提出するものとする。

市町村長は、各事業実施主体の事業計画及び自らが事業実施主体の事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式3号により市町村事業実施計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合又は県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画については市町村長を経由せずに別紙様式2号により知事に提出するものとする。

また、誓約書及び役員名簿（別紙様式第4号・5号）を作成し知事に提出するものとする。

(2) (1)の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。ただし、卸売市場施設整備を除く。

(3) 地域提案及び国要綱別表1の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）の協議は、事業実施計画の提出と併せて行うものとする。

## 2 事業実施計画の承認

- (1) 知事又は市町村長は、1により提出された事業実施計画の成果目標が妥当で事業の採択要件を満たし、かつ事業の規模が適切で成果目標が達成されると見込まれる場合は、別紙様式6号によりその承認を行うものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の承認をした場合はその写しを添えて、別紙様式7号により速やかに知事に報告するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)の承認を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式8号により知事に協議するものとする。
- (4) 知事は、(1)の承認をしようとするときは、公平性を確保するため、必要に応じ関係機関で構成する検討会等により事業計画を審査するものとする。
- (5) 市町村長は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、市町村計画の取組内容等を変更することができるものとする。ただし、成果目標を変更する場合、事業を新設又は廃止する場合、事業実施主体を変更する場合、特認団体が実施する事業内容を変更する場合及び地域提案の事業内容を変更する場合にあっては、(1)に準じた手続きを行い、(3)に準じて同意を得るものとする。

## 3 事業完了確認等

- (1) 事業実施主体の長は、事業が完了したときは、速やかに市町村長又は知事に別紙様式9号により事業完了の届出をするものとし、市町村長は知事に提出するものとする。  
ただし、市町村が事業実施主体の場合は、知事に届出をするものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の届出があったときは知事及び事業実施主体の長の命じる者の立会のもとに別紙様式10号により事業完了確認を行うものとする。ただし、畜産関係事業については、別に定める確認検査要領等に基づき確認を行うものとする。市町村長は、確認の結果、不適正な事項があると認めるときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。なお、市町村が事業実施主体の場合は知事が事業完了確認を行うものとする。

## 第5 取組の実施期間

本対策の取組の実施期間は、国要綱別記1から3に定めるところにより、国要綱別表1のメニューの欄の取組内容ごとに定めるものとする。

## 第6 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ及び妥当性等に応じ、本対策の実施、指導等に必要経費について、別に定めるところにより交付金又は補助金を交付するものとする。

## 第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間（基金造成事業にあっては、基金を造成した年度から対象事業の終了年度までの期間）、別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、第4に準じて翌年度の7月末までに別紙様式11号により知事又は市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1により提出された事業実施状況の報告及び自らが事業実施主体となった事業実施状況の内容を踏まえ、別に定めるところにより市町村事業実施状況報告を作成し、各事業実

施主体（市町村を含む。）が作成した事業実施状況の報告を添付のうえ翌年度の8月末までに別紙様式12号により知事に報告するものとする。

- 3 知事及び市町村長は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、2の市町村からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

## 第8 取組の評価

実施計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第4に準じて目標年度の翌年度の7月末までに別紙様式13号により知事又は市町村長に提出するものとする。
- 2 知事及び市町村長は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。
- 3 市町村長は、市町村計画のうち推進事業に係る部分について、事業実施の翌年度において、市町村計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の8月末までに別紙様式14号により知事に提出するものとする。
- 4 知事は、国要綱別記1から3に規定する評価結果を受けて、次年度の適正な対策の執行及び交付金又は補助金の配分に反映させるものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、市町村長及び知事は、その結果を公表するものとする。
- 6 県は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことがある。

## 第9 推進指導等

### 1 推進指導体制等

知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等との関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

### 2 対策の適正な執行の確保

県は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

## 第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、国要綱別記1から3に規定する施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

## 第11 その他

本対策の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、国要綱、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）並びに国要綱第4の1ただし書きにより緊急に実施する事業の要綱等によるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成18年度の予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 産地競争力強化総合推進事業等交付金等実施要領
  - (2) 経営構造対策事業等交付金実施要領
- 3 2に掲げる通知によって平成17年度に事業を実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

### 附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、第10の(7)中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この通知は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 平成20年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

### 附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

### 附 則

- 1 この通知は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和2年2月19日から施行し、令和元年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 令和元年度予算における第3の2ただし書きにより実施する事業は以下のものとする。  
令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号等被災産地施設整備等対策実施要領（令和元年11月19日付け元食産第3029号、元生産第1160号、元政統第1152号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）により実施する事業
- 3 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和4年3月29日から施行し、令和3年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この通知による改正前までに実施した事業については、事業実施状況の報告及び事業の評価を除き、なお従前の例によることとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和6年2月12日から施行し、令和5年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この通知による改正前までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月22日から施行し、令和8年度予算に係る交付金等から適用する。
- 2 この通知による改正前までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。